

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長  
学長 田野 俊一

<重要>後学期授業の開始に伴う対応について（第6報）

10月1日から開始予定の後学期授業において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での対面授業を開始するため、以下について決定しましたのでお知らせいたします。

本通知については、10月1日から適用することとします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、再び登学制限等を実施することがあります。

1. 後学期の対面授業に関する方針について

①後学期の授業から、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での対面授業を開始します。

②対面授業の実施にあたっては、既にお知らせしている以下のガイドラインを踏まえ、適切な行動をとっていただくようお願いします。

- ・教室、実験室、演習室の使い方に関するガイドライン
- ・対面授業に関するガイドライン【学生用】
- ・対面授業に関するガイドライン【教員用】

2. 学生の登学について

全ての学生の登学を可能とします。

学生の登学にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として以下にご留意ください。

- ・対面授業の実施にあたっては、「1. ②」に記載したガイドラインを踏まえ、適切な行動をとるとともに、学生に対しガイドラインの遵守を促すようお願いいたします。また、接触確認アプリや地方自治体独自の通知システムを利用し、陽性者との接触の有無を随時確認してください。
- ・研究室では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）及び「3密」の回避（密集、密接、密閉）の徹底をお願いします。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿等を作成し、出入者を管理するようお願いいたします。

（参考）「新しい生活様式」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

3. 教職員の出勤について

【①教育研究職員及び教育研究技師について】

通常の勤務態勢に戻します。

ただし、在宅勤務が可能な場合は、在宅勤務を認めることとします。その場合には勤務状況管理システムへの入力を必須とします。詳細は、別途お知らせいたします。

出勤に際しては、新型コロナウイルス感染症対策として以下にご留意ください。

- ・研究室では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）及び「3密」の回避（密集、密接、密閉）の徹底をお願いします。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿等を作成し、出入者を管理するようお願いします。

#### 【②①を除く事務職員、非常勤職員等について】

通常の勤務態勢に戻します。

ただし、在宅勤務が可能な場合は、在宅勤務を認めることとします。その場合には勤務状況管理システムへの入力を必須とします。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、所属長（各課長、室長、研究室の長等）の管理の下、時差出勤及びシフト制を認めることとします。

詳細は別途お知らせします。

#### 4. キャンパス内への立ち入りについて

全ての学生及び教職員の登学を可能としたことから、これまで実施していた正門及び西門守衛所における職員証又は学生証のバーコードリーダーへの読み込みは致しません。

また、正門及び西門以外の門の施錠を解除します。

#### 5. 出張について

教育・研究上必要となる国内出張については認めます。

学域長又は研究科長へのメールによる連絡は不要としますが、出張申請書に学生同伴の有無と、（学生が同伴する場合はそのことも含め）受け入れ先の了解が得られている旨を記載してください。なお、国外出張については、引き続き禁止とします。

#### 6. その他

- ・図書館については、現在、限定的な開館としていますが、段階的に利用制限を緩和します。詳細は別途お知らせします。
- ・各建物の入口、講義室には手指用の消毒液を引き続き配置するとともに講義室には机・ドアノブ等の消毒液等を配置します。また、希望する方には研究室の机・ドアノブ等の消毒液を配付しておりますが、消毒液の補充用として、専攻等事務室に消毒液（20L/箱）を配置します。詳細は別途お知らせします。
- ・生協等については、現在、限定的な営業としていますが、今後の予定については別途お知らせします。